

平成29年度事業計画

I 基本方針

昨年日本経済を振り返りますと、アベノミクス取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。

ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び、民間設備投資は、所得・収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっています。

また、我が国経済の成長力の底上げのため、昨年12月に「配偶者控除・配偶者特別控除」の見直しと経済の好循環を促す観点から「研究開発税制及び所得拡大促進税制」の見直しや「中小企業向け設備投資促進税制の拡充」等が閣議決定されました。これらやその他の施策の相乗作用により好調な景気回復となるよう期待したいところでもあります。

一方、昨年の国内の自動車業界においては、燃費データ不正の影響等を受け新車販売台数は、2年連続の500万台割れが懸念される状況となりました。

しかし今年に入り、新車販売台数は前年同期を上回るなど好調に推移しており、各自動車メーカーが自動運転・衝突防止機能等を搭載した「先進技術車」やPHV車の量産化など巻き返しに期待するところです。

日本において2019年に開催される「ラグビーワールドカップ日本大会」を記念して、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの受け付けが今年2月13日から始まりました。当連合協会もナンバープレート交付代行者として、4月3日からのスムーズな交付に全力で取り組みます。

この現状を踏まえつつ、平成29年度の事業活動も引き続き、収益事業の自動車番号標交付代行事業を展開するとともに、地区協会(組合)との連携による共益的事業を、また地区協会(組合)会員をはじめ、不特定多数の自動車ユーザーの利益の増進に寄与する公益目的事業を、さらに地区協会(組合)の協力をいただき社会貢献にも繋げる次の事業を実施いたします。

II 基本方針に基づく事業計画

第1 公益目的事業の推進

1 自家用自動車の安全等に関する広報事業

(1) 連合協会の行う広報事業

自動車に関わる安全、地球・自然環境の保全、交通の円滑、免許手続きをはじめとした各種申請手続き、交通情報等(以下「安全等」という。)の情報や知識、並びに自動車の安全等に関係する国・自治体の施策、法令の改正等を、不特定多数の自動車ユーザーに周知・啓発、普及(以下「広報」という。)する等、自家用自動車の健全な発展に寄与することを目的とした広報事業を推進します。

(2) 連合協会の社会的役割

自動車の安全等に関する広報は、各関係行政機関・団体がそれぞれ独自で行っているが、その予算や手段、方法は限られており、多くの人にゆきわたる広報は難しいのが現状であります。

当連合協会は、自動車の安全等を所管する国や自治体等と緊密な関係にあり、地域に密着した交通安全活動を展開されている地区協会（組合）と連携し、双方の組織力と特徴を生かし、半世紀以上、地域に根ざした啓発活動を展開しており、その社会的役割は大きいものがあります。

永年培われた活動実績を踏まえ、今後も当連合協会として相応しい広報事業を推進します。

(3) 広報事業の内容

① 国、自治体等の広報活動への協力

国土交通省、警察、大阪府・市、関係団体等からのポスター、リーフレット、各種啓発資料、交通事故データの送付などの広報協力要請を、当連合協会自身の事業として積極的に捉え、地区協会（組合）と連携しながら、双方の広報媒体と広報手段を活用した広報活動を行います。

また、自動車の安全運転サポート紙である「安全運転管理」及び「人と車」等の月刊紙を購入し、地区協会（組合）をはじめ、活用いただける事業所などに配布します。

② 各協議会等への参画による広報活動

自動車の安全等に関して、国や自治体等が主導して設立された協議会等には、当連合協会が構成員としての関与、後援、広報資料の作成、費用の負担、各イベントへの出展などにより、積極的に参画した広報活動を行います。

- ア 大阪府交通対策協議会
- イ 大阪府自動車交通事故防止実行会
- ウ 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会
- エ 大阪府自動車盗難等防止対策協議会
- オ 大阪自動車環境対策推進会議
- カ おおさか交通安全ファミリーフェスティバル
- キ 各セミナー・研修会等

③ 広報資料の自主製作及び配布による広報活動

関係機関・団体の指導、協力を得て下記資料を作成するほか、配布に際しては、地区協会（組合）と連携し、関係機関・団体及び自動車の安全等に携わる人、自動車ユーザーに関わりの深い事業所、施設などに配布し、不特定多数の自動車ユーザーに届くよう広報を行います。

- ア 全国交通安全運動用啓発品
- イ 自家用自動車案内

- ウ 便利な自動車の知識
- エ 交通安全標語入りカレンダー
- オ 自動車登録関係案内
- カ 希望ナンバー制度の普及資料
(希望ナンバー制度及びラグビーナンバー制度の普及資料)

(4) 広報事業の活性化

広報対象は、不特定多数の自動車ユーザーであることから、年間を通じて様々な広報手段で広報活動を行っています。とりわけ、地区協会(組合)は、その地域に根ざした活動を行い、長年の実績やノウハウにより、多彩で効果的な広報活動を行っていますので、その役割は極めて大きいものといえます。

しかしながら近年、地区協会(組合)加盟の会員減少などにより、広報活動の維持が難しくなっている現状にあるため、これらを踏まえ、広報事業を活性化させるため、地区協会(組合)が負担している費用の一部を助成します。

また広報事業の更なる推進として、当連合協会が中心となって、街頭キャンペーンを実施します。

① 広報啓発事務協力金

各地区協会(組合)が日常的に行っている広報啓発活動に対し、広報啓発事務協力金として助成します。

② 交通事故防止等特別助成

日常的な広報活動以外で、全国交通安全運動時などに、多数の一般市民を対象としたイベントやキャンペーンなど、特別に計画し、実施していますが、これらのイベントは費用もかかることも多いことから、その費用の一部を助成します。

③ 広報事業の更なる推進

当連合協会が中心となって、地区協会・地元警察署の協力を得ながら「飲酒運転撲滅」等の街頭キャンペーンを実施します。

2 参加・体験・実践型研修事業

(1) 自動車運転適性診断の実施

交通事故防止対策の一助として、適性診断を受けることによって自動車を運転する者の長所や短所を科学的に分析し、その結果を認識して日々の安全運転・事故防止に心がけていただくことを目的としています。引き続き、本診断の受診を勧奨してまいります。

(2) 自動車安全運転講習への取組み

交通事故防止対策に関する事業の一環として、自動車教習所(学校)を活用した安全運転の基本と応用を習得する実技中心の体験型講習を支援します。

3 自家用自動車の整備管理業務に関する事業

(1) 選任事業所への臨店指導

大阪運輸支局が実施する立入指導に同行し、自家用自動車に係る交通事故防止の啓発や調査等を実施します。

4 自動車登録番号標封印に関する事業

自動車に取付けられた自動車登録番号標が真正な自動車登録番号であることを行政的に表示する同番号標への封印の取付け委託業務を、大阪運輸支局、同なにわ・和泉自動車検査登録事務所に近接した事業場及び遠隔地の府下数か所に封印取付け場所を有する「分室」で実施し、広く不特定多数の自動車ユーザーの利便を図っていきます。

5 自動車諸税の申告確認調査に関する事業

自動車税や自動車取得税の申告確認調査を実施することにより、大阪府税の滞納防止による公平性の確保への協力に努めます。

6 関係行政機関業務に対する協力事業

(1) 自賠責無保険（無共済）車の監視活動

軽二輪車及び原動機付自転車の自賠責無保険（無共済）車の監視活動を行うため、当連合協会職員が無保険（無共済）車指導員として近畿運輸局長から委嘱を受け、街頭における監視活動を行います。

(2) 自賠責無保険（無共済）車の街頭取締り

軽二輪車及び原動機付自転車の自賠責無保険（無共済）車の街頭取締りでは、当連合協会職員が無保険（無共済）車街頭取締り補助員（短時間業務職員）として近畿運輸局長に採用され、取締りに協力します。

第2 共益的事業の推進

(1) 地区協会（組合）の組織強化対策

- ・地区協会（組合）との連携強化の推進
- ・登録等業務研修会の開催
- ・公益活動への協力に対する助成措置
- ・地区協会（組合）に係わる情報の提供
- ・研修視察の実施

(2) 地区協会（組合）加入会員に対する利便供与

- ・交通事故見舞金制度の充実
- ・顧問弁護士による交通事故相談の無料斡旋
- ・自動車の検査・登録等申請手続きの指導及び代行業務の充実

第3 収益事業の推進

(1) 自動車登録番号標交付代行及び車両番号標頒布事業

- ・適正な交付等体制の確保・充実
- ・窓口サービスの向上
- ・職員の教育指導の徹底
- ・業務の効率化の推進

(2) その他事業

- ・字光式照明器具の販売
- ・自動車損害賠償責任保険の取扱い
- ・不動産賃貸

以 上